

徳島県消費者基本計画・徳島県消費者教育推進計画の変更（案）の概要

1 変更の趣旨

「消費者基本計画」及び「消費者教育推進計画」については、計画期間の途中であるが、今年度までを集中取組期間と設定しており、消費者基本計画を中心に多くの K P I（重要業績評価指標）が今年度、最終年度を迎えることから、計画の骨子は維持しつつ、次年度以降に取り組むべき K P I の新たな設定や時点修正を行うとともに、最近の情勢を踏まえた、新たな課題への対応などを計画に位置づけることとする。

2 計画期間

消費者基本計画 平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間

消費者教育推進計画 平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間

3 消費者基本計画の主な変更点

（1）持続可能な開発目標「SDGs」の推進

- ・ SDGs の 12 番目の目標「つくる責任・つかう責任」をはじめとした、SDGs の達成に向け、消費者行政・消費者教育を推進する。

（2）「Society5.0」への対応

- ・ デジタル化、技術革新（5G、IoT、AI、ビッグデータ）が進展した社会における消費生活に対応できるよう消費者教育の充実を図る。

（3）消費者庁新未来創造戦略本部との連携

- ・ 令和 2 年度に設置される新たな恒常的拠点である「消費者庁新未来創造戦略本部」のカウンターパートの役割を担い、国内にとどまらず、世界を見据えた協力・連携を図る。

（4）消費者政策における世界共通課題への対応

- ・ G20 消費者政策国際会合の成功をレガシーとした、本県の消費者政策の更なる進化を図る。

4 消費者教育推進計画の主な変更点

消費者基本計画の変更にあわせた施策を計画に位置づけるとともに、消費者教育のより一層の充実に取り組む。

(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進

- ・ 小中高校生を対象としたゼミナールを開催し、「食の知」を高め、「食品表示」に興味を持ち、適切に対応できる人材を育成する。

(2) 人や社会、環境、地域に配慮した消費行動の推進

- ・ エシカル消費を県民の暮らしに浸透・定着させるため、地域での消費者教育や消費者まつり等行事の開催、事業者・団体による「とくしまエシカル消費自主宣言」の募集などを実施し、県民のエシカル消費に対する認知度向上を図る。

(3) 消費者の安全・安心の確保に対する体制の構築

- ・ 見守りネットワーク活動を活性化させる「見守りコーディネーター」を活用した研修会を実施することにより、各市町村の見守りネットワーク活動を支援する。

(4) 「徳島モデル」の消費者教育の推進

- ・ 消費者庁作成の「社会への扉」を活用した授業の全高校での展開、小中学生向け消費者教育教材の活用、特別支援学校向けの消費者教育教材の作成など、消費者教育を推進する。
- ・ 徳島版「SDGs」紹介ガイドブックを作成し、SDGsの普及・啓発に向けた取組みをより一層推進するとともに、SDGs達成に向けた機運を高める。

5 今後のスケジュール

令和2年2月12日	第2回消費生活審議会
令和2年2月中旬	パブリックコメント
令和2年3月下旬	変更計画の策定・公表